



品区総発第 169 号

令和 8 年 1 月 23 日

品川区監査委員

河内 豊 様

有我 康子 様

こしば 新 様

あくつ 広王 様

品川区長

森澤 恭子

令和 7 年度前期一般監査の措置結果について（通知）

令和 7 年 9 月 4 日付品監発第 13 号にてご報告のありました「令和 7 年度前期一般監査の結果について（報告）」における指摘事項につきましては、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり措置をいたしましたので通知します。

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 《区長部局》</p> <p>1 収入事務について</p> <p>国民健康保険料の年金からの特別徴収について、令和7年4月支給の年金から停止となるはずの31世帯において、システムの標準化に伴い移行したデータの不整合により、誤って同年4月および6月支給分から計896,600円を徴収したため、後日還付している。システム移行に係る検証作業に正確を期し、適正な収入事務の執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（国保医療年金課）</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>国民健康保険料の年金からの特別徴収について、令和7年4月および6月支給分から誤って保険料を徴収したことについては、同年1月に実施したシステム標準化に伴うデータ移行において、旧システムと新システムの運用に違いがあることの認識が不足しており、同年4月に特別徴収を停止する対象者の移行データに不整合があったことによるものです。</p> <p>大規模なシステム移行に際しては、国保医療年金課長の指揮のもと、担当者および事業者等の関係者間における認識の齟齬をなくすよう適切に対応するとともに、職員による検証作業においては、期待される結果が得られるか、例外ケースへの対応が適切かといった観点のもと、データの正確性と整合性の確認を着実にを行うことで、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指摘事項等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>2 契約事務について</p> <p>(1) 主管課で締結した次の契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づくシルバー人材センターを相手方とした随意契約であることから、品川区契約事務規則第39条の2の規定に基づき契約内容等を公表すべきところ、公表がなされていない。適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>ア 令和6年8月8日付け委託契約「介護保険制度案内パンフレット封入等業務委託（単価）」</p> <p>イ 令和7年1月9日付け委託契約「品川区避難行動要支援者名簿更新に係る調査票等封入作業委託」</p> <p style="text-align: right;">（ア高齢者福祉課、イ防災課）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">処 理 経 過</p>	<p>シルバー人材センターを相手方とする契約締結に当たり、契約内容の公表がなされていないことについては、契約事務に関する認識が不十分であったため報告を失念したことによるものです。</p> <p>今後は、担当者および係長が品川区契約事務規則および「契約事務の手引」を改めて確認し、契約締結に係る事務処理を正確に理解することにより、適正な契約事務を行ってまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 2 契約事務について (2) 令和5年4月から令和6年3月までに納品された月刊誌の定期購読について、契約締結事務を怠ったことで令和5年度予算からの支出がなされず、令和6年6月27日に契約締結の上、購入代金12,600円の支払を行っている。適正な予算管理および契約事務の執行に努められたい。 (大井保健センター)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>令和5年度の月刊誌定期購読代金の支払を令和6年度に行ったことについては、事業者より令和5年度分の見積書を受領していたにもかかわらず、契約依頼の起票処理を失念したことによるものです。 今後は、大井保健センター所長管理のもと、支払進行管理表を活用し、係長と担当で契約状況および支払状況の確認を徹底することにより、適正な契約事務を行ってまいります。</p>

<p>指摘事項等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>3 支出事務について</p> <p>(1) 主管課で締結した令和6年6月24日付け委託契約「ふるさと応援納税推進事業委託業務（単価）」および同年9月6日付け委託契約「ふるさと納税（寄附）の申込受付および収納に係る業務委託（単価）」について、契約にない単価項目を新たに設定し、または単価金額を変更した上で支払を行う場合には、契約の相手方との協議に基づき契約を変更すべきところ、これを怠ったため、契約上定めのない単価による支払を行っている。適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（税務課）</p>
<p>処理経過</p>	<p>単価委託契約に係る委託料について、契約上定めのない単価による支払を行ったことについては、単価契約における単価の追加・変更を行う際の契約変更の必要性について、認識が不十分だったことによるものです。</p> <p>今後は、税務課長の管理のもと、契約内容に変更が生じる場合には、契約の相手方との協議に基づき契約変更を行うよう徹底し、適正な支出事務の執行に努めてまいります。</p>

<p>指摘事項等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>3 支出事務について</p> <p>(2) 次の支払については、支出処理を行う際、財務会計システムへの支払金額の入力を誤ったことで過払となり、事実が判明した後の支払において、過払分を差し引いた金額の支払を行っている。支払時における金額の確認を徹底し、適正な支出事務の執行に努められたい。</p> <p>ア 令和6年4月1日付け委託契約「中延児童センター外避難器具保守点検委託」に係る5月分117,700円の支払について、誤って117,770円を支払ったことから、同年11月の支払において、過払分70円を差し引いた金額を支出している。</p> <p style="text-align: right;">(ア子ども育成課)</p>
<p>処理経過</p>	<p>中延児童センター外避難器具保守点検委託に係る委託料について、請求金額と異なる金額を支払ったことについては、請求書に記載された金額と支出命令書の金額の差異に気付けなかったことによるものです。</p> <p>今後は、子ども育成課長の管理のもと、担当者と係長で請求内容、契約金額、支出命令書の金額を照合する確認体制を徹底することにより、適正な支出事務に努めてまいります。</p>

<p>指摘事項等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 支出事務について （2）次の支払については、支出処理を行う際、財務会計システムへの支払金額の入力を誤ったことで過払となり、事実が判明した後の支払において、過払分を差し引いた金額の支払を行っている。支払時における金額の確認を徹底し、適正な支出事務の執行に努められたい。 イ 緊急地震速報装置に係る令和7年1月分の利用料 312,294 円の支払について、誤って 312,297 円を支払ったことから、同年2月分の利用料の支払において、過払分3円を差し引いた金額を支出している。 （イ防災課）</p>
<p>処理経過</p>	<p>緊急地震速報装置に係る利用料について、請求金額と異なる金額を支払ったことについては、請求書に記載された金額とシステム入力した金額の照合を怠ったことによるものです。 今後は、防災課長の管理のもと、利用料の支払においては担当者と予算照合者を中心に金額の確認を徹底することにより、適正な支出事務の執行に努めてまいります。</p>

<p>指摘事項等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>3 支出事務について</p> <p>(3) 手当および報酬等の支払に当たり、次のとおり不適切な処理事例が見受けられる。支払時における債権者の確認を徹底し、適正な支出事務の執行に努められたい。</p> <p>ア 児童手当の令和6年12月および令和7年2月振込分の支払について、1名分の債権者の振込先データ登録を誤り、本来支払うべき債権者とは別の者に支払を行ったことから、令和7年3月に誤払分計40,000円の戻入処理を行うとともに、同年5月に正しい債権者への支払を行っている。</p> <p style="text-align: right;">(ア子育て応援課)</p>
<p>処理経過</p>	<p>児童手当を本来支払うべき債権者とは別の者に支払ったことについては、支給対象者より提出された認定請求書に記載されている振込先口座の支店名と支店コードが相違していたため、口座情報を確認したところ、支給対象者と異なる名義の口座が該当したにもかかわらず支給対象者の口座であると思ひ込み、誤った振込先を登録したことによるものです。</p> <p>今後は、確実に担当者2名で確認作業を行うとともに、登録内容の判断・確認についても担当者と係長で行うことを徹底することにより、適正な支出事務を行ってまいります。</p>

<p>指摘事項等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>3 支出事務について</p> <p>(3) 手当および報酬等の支払に当たり、次のとおり不適切な処理事例が見受けられる。支払時における債権者の確認を徹底し、適正な支出事務の執行に努められたい。</p> <p>イ 介護保険主治医意見書作成料の令和6年5月および同年10月振込分の支払について、1名分の債権者の登録が誤っていたことで、本来支払うべき債権者とは別の者に支払を行ったことから、同年12月に誤払分計9,900円の戻入処理および正しい債権者への支払を行っている。</p> <p style="text-align: right;">(イ高齢者福祉課)</p>
<p>処理経過</p>	<p>介護保険主治医意見書作成料を本来支払うべき債権者とは別の者に支払ったことについては、委託事業者が介護保険システムに登録する債権者情報を誤り、また、担当者がその確認を怠ったことによるものです。</p> <p>今後は、債権者登録を行う際に委託事業者と区の担当者の双方で債権者情報の確認を行い、また、支払時においても担当者2名によるダブルチェックを行うことでチェック体制を強化し、適正な支出事務を行ってまいります。</p>

<p>指摘事項等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>3 支出事務について</p> <p>(3) 手当および報酬等の支払に当たり、次のとおり不適切な処理事例が見受けられる。支払時における債権者の確認を徹底し、適正な支出事務の執行に努められたい。</p> <p>ウ 介護認定審査会審査委員出席報酬の令和6年6月分の支払について、1名分の債権者の選択を誤り、本来支払うべき債権者とは別の者に支払を行ったことから、同年8月に誤払分11,633円の戻入処理を行うとともに、同年10月に正しい債権者への支払を行っている。</p> <p style="text-align: right;">(ウ高齢者福祉課)</p>
<p>処理経過</p>	<p>介護認定審査会審査委員出席報酬を本来支払うべき債権者とは別の者に支払ったことについては、支払処理時に選択した債権者の確認が不十分であったことによるものです。</p> <p>今後は、支払時に債権者情報の確認を担当者2名で行うことでチェック体制を強化し、適正な支出事務を行ってまいります。</p>

<p>指摘事項等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 支出事務について (4) 令和6年4月1日付け委託契約「八潮南保育園外クリーニング委託（単価）」に係る4月分の委託料 99,671 円の支払について、請求書に記載の単価金額が誤っているにもかかわらずそのまま支払ったことから、後日不足分 1,394 円の支払を追加で行っている。単価契約に基づく支払に当たっては、請求金額とともに単価金額の確認も徹底されたい。 (保育施設運営課)</p>
<p>処理経過</p>	<p>八潮南保育園外クリーニング委託に係る委託料について、請求書の単価金額が誤っているにもかかわらずそのまま支払を行ったことについては、請求書と契約書の単価金額の確認を怠ったことによるものです。 今後は、保育施設運営課長の管理のもと、担当者と係長で請求内容と契約内容を照合する確認体制を徹底することにより、適正な支出事務を行ってまいります。</p>

<p>指摘事項等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 支出事務について (5) 令和7年1月6日付けで交付決定した品川区太陽光発電システム等設置助成に係る助成金 140,000 円について、同一の内容で同年2月4日および同月7日に二度交付請求されたものをそのまま支払ったことから二重払となり、同年3月に過払分の戻入処理が行われている。適正な予算管理および支出事務の執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(環境課)</p>
<p>処理経過</p>	<p>品川区太陽光発電システム等設置助成に係る助成金について、二重払となり戻入処理を行ったことについては、同一人から二度交付請求されることを想定しておらず、交付請求があった際に未交付者であることの確認を行っていなかったことによるものです。</p> <p>今後は、エクセルで管理する受付簿にて同一人の同一請求時にシステムによる警告が出るようにし、また、処理日や担当者を記録・管理することで、適正な支出事務の執行に努めてまいります。</p>

指 摘 事 項 等	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>4 事務事業の執行方法について</p> <p>(1) 令和7年2月3日付け委託契約「不用品運搬処分」について、「環境法令ハンドブック」によれば、産業廃棄物の委託処理（運搬・処分）を行う場合には、事業者の法令に基づく許可証の写しを保管しなければならないと、また、産業廃棄物を事業者に引き渡す際にはマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付しなければならないとされているところ、いずれもなされていない。法令に基づく適正な事務の執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（人権・ジェンダー平等推進課）</p>
処 理 経 過	<p>産業廃棄物の委託処理（運搬・処分）を行う際に、事業者の法令に基づく許可証の写しの保管およびマニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付を実施していなかったことについては、環境法令に対する職員の理解が不十分であったことによるものです。</p> <p>今後は、人権・ジェンダー平等推進課長の管理のもと、契約事務を行う際に担当者と係長でダブルチェックを行うほか、「しながわエコリンク職場研修」実施の際に、環境法規制の内容の理解と遵守の徹底を改めて職員に周知することで、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

<p>指摘事項等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 4 事務事業の執行方法について （2）主管課で締結した令和6年4月1日付け委託契約「品川区立荏原区民センター管理運営業務委託」および「品川区立東大井区民集会所管理運営業務委託」において、地方自治法第243条の2の規定に基づき公金事務の委託を行っていることから品川区会計事務規則第43条第2項の規定に基づき事業者に対して交付している徴収事務等受託者証について、受託者証に記載されている根拠法令が令和6年4月1日付け改正前のものとなっている。適正な事務の執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（地域活動課）</p>
<p>処理経過</p>	<p>徴収事務等受託者証に記載されている根拠法令が、改正前のものとなっていたことについては、受託者証作成の際に根拠法令改正の確認を怠ったことによるものです。</p> <p>今後は、担当者および係長が契約締結時に根拠法令の改正の有無を確認することにより、適正な事務を行ってまいります。</p>

<p>指摘事項等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 4 事務事業の執行方法について （3）令和6年4月1日付け委託契約「自家用電気工作物保安管理業務委託」について、同年12月14日付けで閉鎖した品川区清掃事務所北品川分室に係る高圧電力契約の廃止手続を怠り、令和7年2月28日付けで廃止となったことから、本件業務委託の履行期限を令和6年12月30日から令和7年2月28日に変更している。それに伴い、令和7年1月分および2月分の委託料計27,812円の支払を追加で行っている。業務の進行管理に当たり、必要な手続や所要期間を適切に把握し、適正な事務の執行に努められたい。 （品川区清掃事務所）</p>
<p>処理経過</p>	<p>令和6年12月14日付けで閉鎖した品川区清掃事務所北品川分室に係る高圧電力契約の廃止手続について、12月末での停止および解約予定が2月末の解約となり、自家用電気工作物保安管理業務を継続するための契約変更が必要となったことについては、高圧電力など特別な設備に対する手続等の知識が不足していたことによるものです。 今後は、担当者が施設整備課や電力会社をはじめとした事業者との連携を密にすることで、必要な手続や所要期間を適切に把握し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

<p>指摘事項等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 4 事務事業の執行方法について (4) 令和7年3月31日付けで交付決定した自転車ヘルメット購入助成について、同日付けで交付決定者420名に対して区内共通商品券を郵送したものの、このうち417名については誤って同年4月18日付けで再度郵送したことから、後日返還請求を行っている。事業の進行管理および指定消耗品管理を適切に行い、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(地域交通政策課)</p>
<p>処理経過</p>	<p>自転車ヘルメット購入助成事業における区内共通商品券の二重発送については、発送準備から発送手続を行う過程において、担当者をはじめとした係員、係長による業務の進捗確認が不足していたことによるものです。</p> <p>今後は、担当者が業務の進捗状況について係長に報告し、係長は必要に応じて課長へ報告するとともに、指定消耗品の使用に当たっては担当者2名と係長による確認を徹底することで、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>5 現金管理について</p> <p>有料駐車場使用料に係る前渡金について、監査日時点における現金出納簿残高が11,250円であるところ12,570円の現金が保管されており、1,320円が過剰に保管されている。品川区会計事務規則および品川区公金等の管理に関する取扱基準にのっとり、適正な現金および金庫の管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（生活衛生課）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">処 理 経 過</p>	<p>有料駐車場使用料に係る前渡金について、監査日時点における現金が過剰に保管されていたことについては、駐車料金の支払の確認および残金の確認を怠ったことによるものです。</p> <p>今後は、現金出納簿の補助簿を新たに作成し、駐車料金の前渡金を受け渡した職員、受領した職員および残金を照合した職員等を記録するとともに、残金の照合に当たっては受渡しおよび受領を行った職員とは別の職員によるダブルチェックを徹底することで、適正な現金の管理および再発防止に努めてまいります。</p>

<p>指摘事項等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>6 指定消耗品および備品の管理について</p> <p>(1) 令和6年度に購入した指定消耗品について、消耗品受払簿への記帳を行っていない事例が見受けられる。品川区物品管理規則に基づく適正な指定消耗品管理に努められたい。</p> <p>ア 令和6年5月7日購入 郵券およびはがき 31,198円分</p> <p>イ 令和6年12月16日購入 郵券およびはがき 36,780円分</p> <p>ウ 令和7年1月6日購入 区内共通商品券 56,500円分</p> <p>(ア・イ保育施設運営課、ウ地域活動課)</p>
<p>処理経過</p>	<p>購入した指定消耗品を消耗品受払簿に記帳していなかったことについては、購入後すぐに受渡しまたは使用したため、消耗品受払簿への記帳を失念したことによるものです。</p> <p>今後は、指定消耗品を購入、受渡しまたは使用した際には速やかに消耗品受払簿に記帳することを職員に周知徹底し、適正な指定消耗品の管理に努めてまいります。</p>

<p>指摘事項等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>6 指定消耗品および備品の管理について</p> <p>(2) 令和6年12月16日付け物品購買契約「砂遊び玩具他」において購入したライトテーブル（146,000円）について、「新財務会計システム操作マニュアル」によれば「購入価格が10万円以上のものは備品」とされていることから予算科目を備品購入費とすべきであったところ、一般需用費により支払っており、また備品登録がなされていない。新公会計におけるストック情報の正確な把握および区の適正な資産管理を行うため、備品は適切に管理されたい。</p> <p style="text-align: right;">（保育施設運営課）</p>
<p>処理経過</p>	<p>備品の購入に当たり、予算科目を備品購入費とすべきであったところ、一般需用費により支払ったことについては、購入品一覧の個々の金額の確認を怠ったことによるものです。</p> <p>今後は、保育施設運営課長の管理のもと、担当者と係長で購入品一覧の金額と予算科目を照合する確認体制を徹底することにより、適正な備品の管理に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項 等</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果</p> <p>6 指定消耗品および備品の管理について</p> <p>(3) 区内共通商品券（18枚・計9,000円分）について、有効期限切れのため令和7年3月31日付けで廃棄している。事業の見直し等により使用する見込みがなくなった金券については、代替の用途への転用等活用方法を最大限検討し、廃棄することのないよう管理を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">（生活福祉課）</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>区内共通商品券の有効期限切れによる廃棄については、コロナ禍の影響により商品券の配布を予定していた事業が中止になったことから、期限内に使い切ることができなかったことによるものです。</p> <p>今後は、生活福祉課長の管理のもと、事業の実施が困難となった際には速やかに課内で情報を共有し有効な活用方法を検討するとともに、有効期限切れで廃棄することのないよう全庁的な活用方法についても他部署と検討を進め、適正な指定消耗品管理を行ってまいります。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指摘事項等</p>	<p>第5 意見</p> <p>(1)「第1 監査の主眼点」における「7 従前の指摘事項が是正されているか」の観点から意見を述べる。</p> <p>定期監査（所管別監査）においては、支払遅延、職員による立替払、指定消耗品の受払記録漏れ、財務会計システムへの誤入力による支払金額の誤りといった基礎的な事務に係る不適切な事例が毎年のように見受けられる。指摘を受けた部署においては、同様の誤りが繰り返されないよう適切な対応がとられる一方、他部署においては指摘事例がいかされずに類似する不適切な事務処理が行われている。また、決裁文書の電子化が進んだことで、契約行為や支出行為の意思決定が効率的になされるようになった反面、数値の入力誤りなどの軽微な事務処理の誤りが見過ごされる事例が増加している。</p> <p>こうした基礎的な事務において不適切な事務処理が行われる背景には、業務の根拠となる法令等の認識不足やマニュアルに定められている内容の確認不足、管理職を含めたチェック体制の形骸化があると考えられる。職員個人の認識不足により生じる誤りを防止し、職員が誤った事務処理を行った場合でも意思決定の過程において是正されるよう、組織全体における意識向上と知識の定着を図り、また、仕組みにより防止するためのチェック体制の不断の見直しを期待するものである。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">処理経過</p>	<p>基礎的な事務に係る不適切な事例が繰り返され、指摘された部署以外でも類似する不適切な事務処理が行われていることについては、全庁的な課題であると認識しております。このため、今年度策定した品川区コンプライアンス基本方針や職員行動規範等を通して、法令等を遵守することの重要性について、職員の意識啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>また、決裁文書の電子化により事務の効率化が進んだ一方で、軽微な事務処理の誤りがみられることについては、紙での決裁文書と同様、職員による正確かつ慎重な確認作業が必要であると考えております。</p> <p>引き続き、研修等の機会を利用して、職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させ、組織全体の事務水準の向上を図ることで、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">指摘事項等</p>	<p>第5 意見</p> <p>(2) 給与所得および報酬等に係る源泉徴収所得税および金券による謝礼等の支払について意見を述べる。</p> <p>各所管で実施する事業に係る講師やボランティアに対する謝礼等は、その性質に応じて、所得税法第 183 条に基づき給与所得として所得税を源泉徴収するもの、所得税法第 204 条の規定に基づき報酬、料金等として所得税を源泉徴収するもの等がある一方、音楽コンクールの審査員に対する謝金など、これらの規定に該当せず所得税の源泉徴収が不要な費用もあり、それらについては国税庁により具体的な事例が示されている。</p> <p>今回の監査においては、指摘には至っていない事例も含め、根拠とする法令や源泉徴収税額の計算を誤ったことから、後日、差額を還付または追加で徴収している事例が散見された。法令に従い適正に税務処理を行うことはもとより、誤りが生じた場合には支払先に対して負担を強いることになるため、制度に対するより一層の職員の理解向上に向けて、組織的な対応を検討されたい。</p> <p>また、謝礼の支払に当たり、口座振込による金銭の支払に替え、区内共通商品券等の金券を支給している事例が複数の所管で確認された。その性質が給与・報酬に該当するものについては、たとえ少額の支給であったとしても所得税の源泉徴収が必要となる。所得税の算出に当たり、金券の支給は金銭による支払と同様の取扱いが必要となるため、結果として源泉徴収が不要となる支払であったとしても、その根拠となる法令等を正しく認識し、適切な対応がなされるよう周知徹底されたい。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">処理経過</p>	<p>給与所得および報酬等に係る源泉徴収所得税の処理において、根拠となる法令や源泉徴収税額の計算を誤り、差額の還付や追加徴収が必要となった事例や、金券による謝礼等の支払において、給与・報酬に該当する場合に源泉徴収が行われていない事例があることについては、源泉徴収制度に関する職員の理解が不足していることによるものです。</p> <p>今後は、研修やコンプライアンスニュース等を通じて、職員の法令遵守に対する意識向上を図るとともに、会計管理室においては、審査事務の機会を通じて会計事務の適正な執行を目指して指導を行うことで、源泉徴収制度に対する職員の理解を深め、法令等に沿った適切な源泉徴収処理に努めてまいります。</p>



品教庶収第 205 号

令和 8 年 1 月 23 日

品川区監査委員

河内 豊 様

有我 康子 様

こしば 新 様

あくつ 広王 様

品川区教育委員会

教育長 伊崎 みゆき

令和 7 年度前期一般監査の措置結果について（通知）

令和 7 年 9 月 4 日付品監発第 13 号にてご報告のありました「令和 7 年度前期一般監査の結果について（報告）」における指摘事項につきましては、地方自治法第 19 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり措置をいたしましたので通知します。

<p>指 摘 事 項</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 ≪教育委員会事務局≫ 1 支出事務について (1) 令和6年4月1日付け委託契約「教職員健康診断（法定および各種がん検診）委託（単価）」に係る10月分の支払について、請求4件の合計金額は2,289,746円であったところ、誤って2,298,746円の支払を行ったことから、同年12月に差額分9,000円の戻入処理を行っている。適正な支出事務の執行に努められたい。 (庶務課)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>単価委託契約に係る委託料において、誤った金額で支払を行ったことについては、事務担当者が複数受領した請求書の合計金額の算出を誤り、また、その確認を怠ったことによるものです。 今後は、月ごとの支払金額の確認を確実にし、また、複数名の職員によるダブルチェックを徹底することで、適正な支出事務の執行に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 1 支出事務について (2) 令和6年5月15日付け物品購買契約「品川区内共通商品券（謝礼用）」における購入代金3,752,000円について、支払時における債権者の選択を誤り、本来支払うべき債権者とは別の団体に支払を行っている。支払時における債権者の確認を徹底し、適正な支出事務の執行に努められたい。 (指導課)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>商品券の購入代金を本来支払うべき債権者とは別の団体に支払ったことについては、支払処理時に事務担当者が債権者および振込先情報の確認を怠ったことによるものです。 今後は、事務担当者が債権者および振込先情報に相違がないよう入念に確認を行うほか、管理職も含めた複数名の職員による確認を徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 1 支出事務について （3）巡回相談員連絡会（令和6年12月4日実施分）の講師謝礼の支払について、受領した請求書には源泉徴収税額が2,797円と記載されているところ、誤って2,491円を源泉徴収したため、後日不足分306円を追加で徴収している。適正な支出事務の執行に努められたい。 （教育総合支援センター）</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>講師謝礼の支払において、誤った金額の所得税を源泉徴収したことについては、事務担当者が財務会計システムで過去の伝票を複写して支出伝票を起票した際、源泉徴収税額の入力額の修正および確認を怠ったことによるものです。 今後は、事務担当者が正しい源泉徴収税額と財務会計システムへの入力金額の照合を徹底するとともに、管理職も含めた複数名の職員による確認を行うことで、適正な支出事務の執行に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 2 現金管理について 有料駐車場使用に係る令和7年2月18日付け使用料1,760円および同年3月5日付け使用料2,700円の支払について、前渡金の残額が不足したことで職員の私費による立替払が行われている。毎月の所要額を適切に見積もり、計画的な前渡金の支出処理に努められたい。 （教育総合支援センター）</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>有料駐車場使用に係る前渡金において、職員の私費による立替払が発生したことについては、有料駐車場を使用した職員が旅行先の学校で長時間の対応を行ったため、用意していた前渡金が不足したことによるものです。 今後は、緊急の場合を除き可能な限り公共交通機関を利用するよう職員に周知し、また、急遽長時間の対応が必要となる場合を想定し毎月の所要額を見積もることで、適正な前渡金の支出処理を行ってまいります。</p>

<p>指 摘 事 項</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 指定消耗品および備品の管理について （1）郵便料金の値上げに伴い各学校から回収した郵券について、次のとおり手数料を負担の上交換を行っている。払い出した郵券には、郵券の金額よりも交換手数料が高額なものも含まれていることから、郵券等の指定消耗品を計画的に購入することはもとより、やむを得ず料金改定前に発行された金額の郵券を大量に保有することになった場合についても、保有する指定消耗品の価額をできる限り毀損することがないよう適切な管理、運用に努められたい。 （払い出した郵券3,379枚・計98,649円、交換手数料1枚当たり13円・計43,927円、受領した郵券449枚・計54,722円） (指導課)</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>各学校から回収した郵券の価額の毀損については、事務担当者が料金改定前に発行された金額の郵券を大量に保有している実態を踏まえ、交換手数料による価額の毀損を考慮せずに、料金改定後の郵券と交換したことによるものです。 今後は、従前より実施している消耗品受払簿等による各校の郵券使用状況の定期的な確認結果に基づき、各校への郵券配布枚数をより一層精査することで計画的な運用に努めてまいります。また、再び郵便料金が改定された場合には、保有する指定消耗品の価額をできる限り毀損することがないよう、従前より実施している複数郵券の組合せによる使用に加え、使用する郵券と郵便料金の差額となる端数郵券を計画的に購入することで、指定消耗品の適正な管理、運用に努めてまいります。</p>

<p>指 摘 事 項</p>	<p>第4 定期監査（所管別監査）の結果 3 指定消耗品および備品の管理について （2）主管課で締結した次の工事契約により設置した備品について、備品としての登録を行っていない。新公会計におけるストック情報の正確な把握および区の適正な資産管理を行うため、備品は適切に管理されたい。 ア 令和6年4月5日付け契約「マイスクール西大井背面ロッカー設置工事」により設置した整理棚（1台374,000円） イ 令和6年4月22日付け契約「マイスクール西大井モニター設置工事」により設置したモニターテレビ（1台145,200円） （教育総合支援センター）</p>
<p>処 理 経 過</p>	<p>工事契約により設置した背面ロッカーおよびモニターテレビの備品登録を行っていなかったことについては、事務担当者が備品登録事務を失念していたことによるものです。 今後は、「新財務会計システム操作マニュアル」を改めて確認し、職場全体で正確な知識の習得を図り、また、工事・修繕等に伴い取得する物品であっても備品の要件に該当する場合は速やかに備品登録を行うことで、同マニュアルに基づく適正な備品管理を行ってまいります。</p>